

野津・鹿島・島地町有住宅の入居者募集

平成28年熊本地震の際に建設した仮設住宅を利用した住宅への入居者を募集します。

●募集戸数(各1戸)

◆野津住宅 2DK ◆鹿島住宅 2DK ◆島地住宅 1DK、3DK

●入居予定時期

令和3年1月22日(金)頃(前後する場合があります)

●選考方法

条例に基づき審査を行い、入居者を決定します。申込者多数の場合は、抽選により入居者を決定します。

●申込資格

- ・国税・地方税・町税などを滞納していないこと。
- ・入居申込者および同居親族が暴力団員でないこと。
- ・3DKの間取りの住宅については、同居親族(または同居しようとする親族)があること。
- ・入居決定のあった日から10日以内に連帯保証人(1人)の請書の提出および敷金の納入ができること。

●必要書類

- ・町有住宅入居申込書 ・世帯全員分の住民票の写し(続柄の記載があるもの)
- ・納税証明書(令和元年度)、または未納のない証明
- ※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合もあります。

●申込先

建設下水道課住宅係または宮原振興局 地域振興課

●申込期間

12月1日(火)から12月18日(金)まで

●募集要項および申込書類

建設下水道課および宮原振興局 地域振興課にあります。
町ホームページからのダウンロードもできます。



住宅概要(共通)

駐車場(月額)	1台目 500円		
共益費(月額)	300円		
家賃(月額)	1DK 7,000円	2DK 1万1,000円	3DK 1万4,000円
構造(木造平屋建)	19.87㎡	29.81㎡	39.75㎡

各住宅概要

住宅名	野津住宅	鹿島住宅	島地住宅
校 区	小学校：竜北東小学校 中学校：竜北中学校	小学校：竜北西部小学校	中学校：竜北中学校
所在地	野津1353番地	鹿島1624番地1	島地636番地1
行政区	北野津	下鹿島	柳の江

【お問い合わせ先】 建設下水道課 住宅係 ☎ 0965-52-5862

令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標(「健全化判断比率」と、公営企業ごとの資金不足率(「資金不足比率」)を議会に報告し、公表しなければなりません。

氷川町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりで、いずれの指標についても**早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。**

なお、公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです。(①～④を総称して健全化判断比率といいます。)

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— %	— %	5.9%	39.8%
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	40%	35%	

【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	— %

【用語解説】

実質赤字比率

一般会計など(一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)の実質収支額が赤字となった場合の、標準財政規模^(※1)に対する赤字の割合です。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。**本町は黒字のため該当なしとなっています。**

※1 標準財政規模…自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な経常的な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で、地方税や普通交付税などを合算したもの

連結実質赤字比率(全ての会計の実質赤字の比率)

町の全ての会計(実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道特別会計を加えたもの)の赤字の程度を指標化したものです。**本町は黒字のため該当なしとなっています。**

実質公債費比率(公債費などの比重を示す比率)

町の一般会計の支出のうち、借入金(地方債)の返済額およびこれに準じるもの(一部事務組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など)にどれだけ充てられているのかを示す比率です。この値は過去3か年(平成29年度～令和元年度)の平均値です。

本町は5.9%で、早期健全化基準の25%以上には該当していません。

将来負担比率(借入金残高のほか将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)

町の一般会計などが将来的に負担することになっている実質的な負債(借入金の返済など)にあたる額(将来負担額)の標準財政規模に対する比率で、将来財政の圧迫度合いを示す指標です。

本町は39.8%で、早期健全化基準の350%以上には該当していません。

資金不足比率(公営企業ごとの資金不足額の比率)

公営企業会計における資金不足額^(※2)の事業規模^(※3)に対する割合です。

※2 資金不足額…一般会計などの実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額

※3 事業規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益などに相当する額

早期健全化基準

財政運営上の黄色信号で、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政再生基準

財政運営上の赤信号で、健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は「財政再生段階」(従来の財政再建団体)となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、地方債の発行ができなくなるなど、税金や公共料金の増額や住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

【お問い合わせ先】 企画財政課 財政係 ☎ 0965-52-5850